



串間市 企業立地促進 優遇制度

優遇対象となる要件

※全ての対象業種において投資要件はありません

対象業種



工場

モノの製造、加工または
修理を行う施設



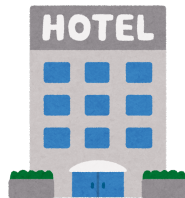
流通業務施設

道路貨物運送業、倉庫業、
梱包業または卸売業を行う施設



農林水産物生産加工施設

農林水産物の生産および加工施設、
畜産業施設及び加工施設



観光・スポーツレジャー
産業関連施設

ホテル、旅館、遊園地、展望施設、
ゴルフ場、テニス場、キャンプ場など



新設の場合

5名以上の
雇用

+

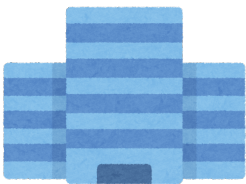
新規
雇用者数



増設の場合

2名以上の
雇用

対象業種



試験研究施設

高度な技術を工業製品等の
開発に利用するための試験
または研究を行う施設



情報サービス業施設

ソフトウェア業、コールセンター業、
情報処理・提供サービス業を行う施設

+

新規
雇用者数



新設の場合
3名以上の
雇用



増設の場合
2名以上の
雇用

優遇措置の種類と内容は裏面へ

優遇措置

●固定資産税の課税免除

3年間固定資産税の課税を免除します

●雇用促進奨励金※1

一般 **30万円/人**、障がい者 **40万円/人** を助成します
(限度額1億円) [1回限り]

●用地取得費助成金

用地取得額の**30%**を助成します (限度額**2,000万円**)

●施設整備費助成金※2 ※3

新規雇用**15人未満**の場合 → 施設整備費の**50%** (限度額**3,000万円**)

新規雇用**15人以上**の場合 → 施設整備費の**50%** (限度額**7,000万円**)

を助成します

●工場等賃借料助成金

20万円以内/月 を**3年間**助成します

(敷金、権利金その他これに類するものを除く)

●機械設備移設助成金※4

機械設備移設経費の**50%**を助成します (限度額**2,000万円**)

●社員寮賃借料助成金※6

社員寮賃借料の**30%**を助成します

(限度額**150万円/年**、但し1戸あたり20万円で2年間)

以下は、「**情報サービス業施設**」を対象とした優遇措置です

●専用通信回線使用料助成金※5

専用通信回線使用料の**80%**を助成します (限度額**500万円/年 3年間**)

●専用通信回線設置助成金

10万円以内で助成します

※1 工場等の事業開始に伴い、1年以上常時雇用される者で市内に住所を有する者（非正規雇用労働者を除く）とする。

※2 整備に要する経費の合計額の2分の1を市内事業者（市内に本社、支店等を有し事業を営む者）が受注した場合の限度額は、新規雇用15人未満は5,000万円、15人以上は1億円とする。

※3 ほかの助成制度を併用する場合は、当該助成額を差し引いた額の50%を助成。

※4 指定工場等として指定された日から10年以上事業継続している場合に限る。

※5 他の助成制度を利用する場合は50%を助成。

※6 指定事業主が、従業員に提供する社員寮として事業開始日以降、1年を超えない期間内に賃貸借契約を締結したものとし、一戸あたりの家賃3万円以上に限る。